

# 福祉生活病院常任委員会資料

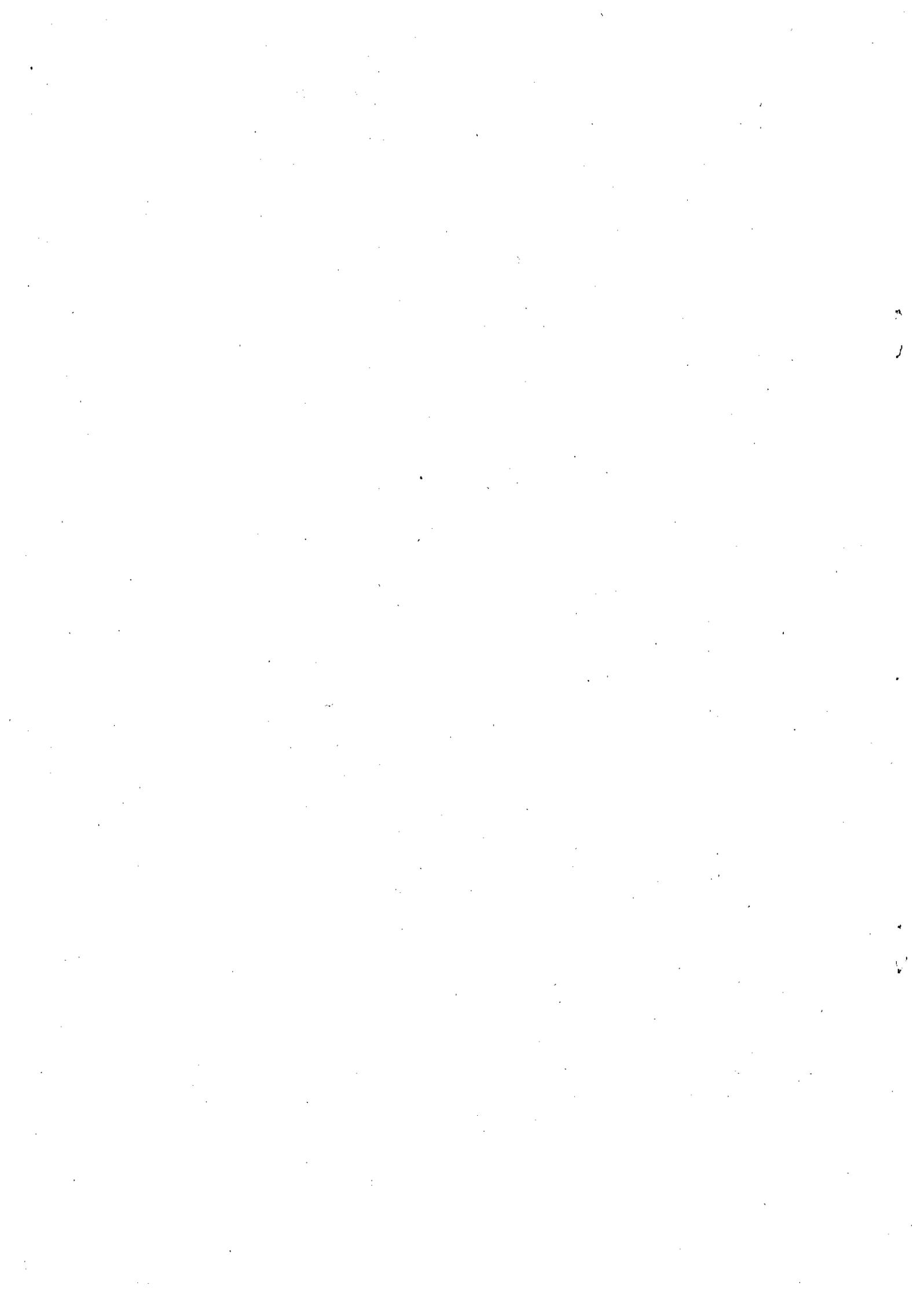
(平成27年2月24日)

## 【 件 名 】

- 1 「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の検討状況及びパブリックコメントの実施について

(子育て応援課)・・・1

福祉保健部



# 「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の検討状況及びパブリックコメントの実施について

平成27年2月24日

子育て応援課

県では、本年4月1日から施行される子ども・子育て支援法に基づく「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定中であり、現在パブリックコメントを実施しています。ついては、当該計画（案）の概要と検討状況について報告します。

## 1 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画（案）について

### (1) 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第62条第1項に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とする。

### (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### (3) 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画（案）の概要

別紙のとおり

## 2 検討状況

以下のとおり、市町村説明会、子育て王国とっとり会議を中心に検討を行っている。

日時	事項	内容
平成26年 7月31日	市町村説明会	計画骨子案の検討、市町村との調整
平成26年 8月12日	第2回子育て王国とっとり会議	計画骨子案の検討
平成27年 1月30日	市町村説明会	計画案の検討、市町村との調整
平成27年 2月9日	第4回子育て王国とっとり会議	計画案の検討

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

### ○目的

子育て王国とっとり条例第12条に基づき設置される合議体で、条例の施行に関する重要事項について調査・審議するほか、子ども・子育て支援法に基づき都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定等の際、意見を述べる。

### ○委員構成

委員：24名（学識経験者、幼稚園・保育所等児童福祉施設関係者、地域子育て支援活動者、保護者、保健・医療関係者、市町村担当課長、移住・定住者、産業・労働関係者、公募委員）

オブザーバー：2名（鳥取大学、鳥取労働局）

## 3 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画（案）に関するパブリックコメントの概要

### (1) 意見募集の方法

#### ア 募集期間

平成27年2月20日（金）～3月6日（金）

#### イ 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置）

### (2) 今後のスケジュール

平成27年2月～3月上旬 パブリックコメントの実施（並行して、各市町村との調整を実施）

平成27年3月下旬 子育て王国とっとり会議にて審議、計画策定

## 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画（案）の概要

## 1 「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の位置付け

## (1) 根拠

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく計画

## (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

## 2 計画の基本理念

子ども・子育て支援法に規定されている「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」の実現には、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者への必要な支援が求められる。

子育て王国とっとり条例に規定する以下の基本理念に立って、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の市町村における提供体制の整備と円滑な実施を支援するため、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画を定める。

- (1) 状況に応じた最良の支援
- (2) 適切な役割分担と連携協力
- (3) 個人の価値観の十分な尊重
- (4) 地域の特性の十分な発揮

## 3 各分野別の概要・数値指標等（抜粋）

子ども・子育て支援法及び国の基本指針で示されている県計画で定めるべき事項のうち、主なものについて、以下のとおり設定。

## (1) 教育・保育の提供体制の確保

各市町村は、現在の教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用状況や今後の利用希望などについて住民アンケート等を実施し、各年度における量の見込み（潜在需要も含む）とその確保策を設定。県は、各市町村計画を基に、区域を設定し当該区域における量の見込みと提供体制の確保の内容を定める。

## 【県全域の内容】

(単位：人)

認定区分	対象児童	確保先		H25 (実績)	H27	H31	県区域	
1号認定	3歳以上で幼児期の学校教育のみの利用を希望する子ども	幼稚園 認定こども園	量の見込み①	4,124			東・中・西 で設定 全3区域	
			確保策②					
			差引(②-①)					
2号認定	3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園	量の見込み①	10,187	市町村計画を 反映		市町村を 各1区域 として設 定	
			確保策②					
			差引(②-①)					
3号認定	0歳	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業	量の見込み①	1,586		全19区域	
				確保策②				
				差引(②-①)				
	量の見込み①	5,734						
	確保策②							
	差引(②-①)							
	1・2歳							

(注) H27以降の数字については、今後、各市町村の子ども・子育て会議で審議された計画の提出を受け、県計画案に反映する。

[施策の基本的方向]

- 市町村との連携・調整の強化及び支援の充実による保育ニーズの充足
- 認可・認定の円滑化
  - ・施設が不足する場合や、既存施設が認定こども園へ移行する場合については、原則認可・認定

【参考】市町村地域子ども・子育て支援事業計画について

市町村においては、上記の教育・保育施設に関する計画の他に、地域子ども・子育て支援事業の実施に係る計画を策定することとなっている。

計画記載事項（主なもの）	計画記載内容
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	現在の利用状況やニーズ調査等により把握した今後の利用希望を勘案した目標事業量（利用人数・施設数等）
病児保育事業	現在の利用状況やニーズ調査等により把握した今後の利用希望を勘案した目標事業量（利用人数・施設数等）
地域子育て支援拠点事業	現在の利用状況やニーズ調査等により把握した今後の利用希望日数を勘案し、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮した目標事業量（施設数等）

(2) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

認定こども園が保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、各市町村及び施設の意向を尊重しつつ、以下のとおり認定こども園の設置目標を定める。

【認定こども園の目標設置数】

(単位：箇所)

類型	H26 (4.1 現在) 施設数	H31 末
幼保連携型	11	43
幼稚園型	1	0
保育所型	5	7
保育機能施設型	0	0
合計	17	50

[施策の基本的方向]

- 認定こども園の普及と移行を目指す施設に対する円滑な移行支援
- 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに小学校への円滑な接続の推進

(3) 教育・保育従事者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育の提供に当たって、基本となるのは人材であり、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等、教育・保育に従事する者の人材確保と資質の向上に努める。

[施策の基本的方向]

- 保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修の実施
- 保育士・幼稚園教諭等の人材確保支援（処遇改善、研修支援、就職促進・資格取得支援）

【参考】保育士等の従事見込者数

(単位：人)

区分	算出方法		H27	H31
従事見込者数	過去の入職・離職状況を踏まえ今後の従事見込み者数を算出	①		
最低必要従事者数	「最低基準＋県独自加配」に対応するために最低限必要な従事者数	②		
最大必要従事者数	最低基準を上回る配置（1.6 倍程度）を行った場合に必要従事者数	③		
需給	最低必要数ベース	①－②		
	最大必要数ベース	①－③		

市町村計画を踏まえて、保育士等の必要数を算出する。

※人数は、常勤換算で算出

#### (4) 子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援に関する施策の充実と市町村との連携推進

保育・幼児教育の実施に際しては、以下に掲げる施策を踏まえつつ、本県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に取り組む。

##### [施策の基本的方向]

- 児童虐待防止対策の充実
  - ・児童相談所の体制強化
  - ・児童虐待による死亡等の重大事例の検証 等
- 社会的養護体制の充実
  - ・里親委託等の推進
  - ・専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
  - ・自立支援の充実 等
- ひとり親家庭の自立支援の推進
  - ・子育て・生活支援の充実
  - ・就業支援の推進
  - ・養育費の確保 等
- 障がい児施策の充実等
  - ・地域生活を支える体制の整備
  - ・発達障がい支援体制の充実
  - ・特別支援教育の充実
- 子どもの貧困対策の推進

#### (5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備との連携推進

子育て支援については、労働者の職業生活と家庭生活との両立が求められることから、そのために必要な雇用環境の整備に関する施策及び関係機関との連携の取組を進める。

##### [施策の基本的方向]

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
  - ・労働時間の見直し等業務改善及び育児休業の取得促進
  - ・企業の仕事と家庭の両立に配慮した職場環境づくり 等
- 仕事と子育ての両立のための保育環境の充実
  - ・放課後児童クラブの充実・確保
  - ・休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育等の充実